

特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会 臨床指導医制度規則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会（以下本学会）は矯正歯科治療の進歩に即する成人ならびに成人に至るまでの年齢層に対する矯正歯科治療に精通する優れた歯科医師（以下これを矯正歯科臨床指導医と称する）を養成し、以て歯科医療の向上を図り、国民の健康の増進に寄与することを目的として、本学会に矯正歯科臨床指導医制度を設ける。

第2条 本制度の運営のために臨床指導医制度委員会（以下委員会）を置き、臨床指導医、総合指導医、および認定研修施設を認定するための諸制度を定める。

第2章 委員会

第3条 委員会は委員長と委員若干名によって構成され、委員は理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第4条 委員会の委員長（以下委員長）および副委員長は委員で互選する。

第5条 委員長は委員会を管掌し本制度の円滑な運営を図る。委員長は委員会を招集する。但し、委員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第6条 委員会はより高度な矯正歯科治療に精通する歯科医師を育成するための諸事項を審議検討する。

第7条 委員会は委員の過半数の出席をもって議決することができる。

第8条 委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。

第9条 委員長ならびに委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 臨床指導医の申請ならびに矯正歯科臨床指導医資格証の交付

本学会はより高度な歯科矯正に関する知識と矯正歯科治療に精通するものを臨床指導医として認定する。

第10条 臨床指導医の認定を申請する者は申請時において次の2条件を充足することを要する。

1. 本学会の認定医である。
2. 本学会の認定医取得後、2年以上経過している。

第11条 臨床指導医の認定を申請する者は細則第5条に定める認定申請料を納入の上、次の各項に定める資料を委員会に提出し、審査の上、認定試験を受けなければならない。

1. 臨床指導医資格申請書
2. 細則第11条に記された主な業績を証明する書類またはその写し
3. 日本国歯科医師免許証（写し）
4. 日本成人矯正歯科学会認定医資格証（写し）
5. 課題症例（細則第12条）

第12条 認定試験の内容、実施については別に定める。（細則第16条）

第13条 委員会は、申請者の申請書類および本学会が施行する認定試験の成績に関する審議を行い、臨床指導医規則、細則などの規定を満たすものを臨床指導医として運営部会に推薦する。

第14条 委員会において推薦された臨床指導医申請者に対して運営部会の議を経た後、理事長が矯正歯科臨床指導医資格証を交付する。

第4章 臨床指導医の更新手続き

第15条 臨床指導医は5年毎に更新の手続きをとらねばならない。臨床指導医の更新手続きには、以下の

書類を理事長に提出し、細則第9条に定める費用を納付する。

1. 臨床指導医更新のための申請書
2. 矯正歯科臨床指導医資格証（写し）
3. 本学会主催の学術大会、学会セミナー、教育セミナーなどへの出席を証明する書類（写し）
4. 更新に必要な所定単位の取得を証明する書類（写し）（細則第14条の1、15条）
5. 学術大会において症例展示したことを証明する書類（臨床指導医制度委員会より交付）。展示症例の条件については別に定める（細則第14条の3）。

第16条 臨床指導医の更新手続きにあたり、第15条に則って更新手続きを1回行った上で、以下の条件のいずれか一つに該当するものは【第15条の5. 学術大会において症例展示したことを証明する書類。】の提出を免除する。

1. 臨床指導医の更新手続きを第15条に則って2回行ったもの。
2. 次回の更新年を含む過去5年間に認定医研修プログラム、学術大会、学会セミナーのいずれかで講師、講演演者をつとめたもの。
3. 更新時、満65歳に達するもの。

第17条 何らかの理由により更新手続きが行えなかった場合は1年間の猶予期間を認め、翌年更新手続きを行うことができる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第18条 委員会は臨床指導医から出された臨床指導医更新書類を審査し、その結果を運営部に報告する。資格証の交付等に関しては規則第14条を準用する。但し、更新時の審査では原則的に試験は行わない。

第5章 臨床指導医の資格の喪失

第19条 臨床指導医は次の理由によりその資格を喪失する。

1. 臨床指導医としての資格を辞退したとき
2. 本学会の会員としての資格を喪失したとき
3. 申請書類に虚偽が認められたとき
4. 認定医としての資格を喪失したとき
5. 臨床指導医の更新を受けなかったとき

第20条 臨床指導医としてふさわしくない行為のあった者に対しては委員会及び運営部の議決によって臨床指導医の認定を取り消すことができる。

第6章 総合指導医認定の申請と資格証交付

第21条 本学会は、認定医、臨床指導医を育成するために矯正歯科治療に関する十分な知識と経験を有する者を総合指導医として認定する。総合指導医は、次の条件を充足する者の中から、その申請に基づき、委員会の審査および運営部の議を経てこれを認定する。

1. 本学会の臨床指導医取得後2年以上経過していること。

第22条 総合指導医認定を申請する者は、細則第5条に定める申請料を添えて、次の項目に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1. 総合指導医認定申請書
2. 総合指導医認定申請書に記された主な業績を証明する書類あるいはその写し（細則第12条）
3. 履歴書
4. 臨床指導医資格証（写し）
5. 本学会役員または評議員2名の推薦書

第23条 委員会は、申請書の審査を行い、規則、細則の規定を満たす者を総合指導医として運営部会に推薦する。

第24条 委員会において推薦された総合指導医申請者に対して運営部会の議を経た後、理事長が指導医資格証を交付する。

第7章 総合指導医の更新手続き

第25条 総合指導医は5年毎に更新の手続きをとらなければならない。総合指導医の更新手続きには、以下の書類を理事長に提出し細則第9条に定める費用を納付する。

1. 総合指導医更新のための申請書
2. 矯正歯科総合指導医資格証（写し）
3. 本学会主催の学術大会、学会セミナー、教育セミナーなどへの出席を証明する書類（写し）
4. 更新に必要な所定単位の取得を証明する書類（写し）（細則第14条の2、15条）
5. 学術大会において症例展示したことを証明する書類（臨床指導医制度委員会より交付）。展示症例の条件については別に定める（細則第14条の3）。

第26条 総合指導医の更新手続きにあたり、以下の条件のいずれか一つに該当するものは【第25条の5. 学術大会において症例展示したことを証明する書類。】の提出を免除する。

1. 総合指導医の更新手続きを第25条に則って1回行ったもの。
2. 次回の更新年を含む過去5年間に認定医研修プログラム、学術大会、学会セミナーのいずれかで講師、講演演者をつとめたもの。
3. 更新時、満65歳に達するもの。
4. 申請者からの申し出により、更新申請前に、運営部会において、本会に対する貢献が顕著であり、症例展示証明書を必要ないと認められたもの。

第27条 何らかの理由により更新手続きが行えなかった場合は1年間の猶予期間を認め、翌年更新手続きを行うことができる。その場合の有効期限は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第8章 総合指導医の資格の喪失

第28条 総合指導医は次の理由により委員会の議を経てその資格を喪失する。

1. 総合指導医の資格を辞退したとき
2. 臨床指導医としての資格を喪失したとき
3. 総合指導医の更新を受けないとき

第29条 総合指導医としてふさわしくないと認められた者に対しては委員会および運営部会の議決によって総合指導医の認定を取り消すことができる。

第9章 認定研修施設の申請ならびにその指定

第30条 本学会は、より高度な矯正歯科治療に精通する歯科医師を育成するために、矯正歯科に関する知識、技術、臨床経験を研修する場として認定研修施設を認定する。認定研修施設は、次の各条件を充足した施設とする。

1. 総合指導医1名が常勤し、指導責任者の下に指導体制がとられていること。
2. 本学会の研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
3. 施設（診療室、技工室、基礎教育・症例検討などを行う研修室（スペース）ならびに矯正歯科診療設備）が備わっていること。

4. 当該研修施設における研修が、本学会の定める研修カリキュラムの内容を満たしていない場合、研修内容に応じて本学会指定の研修プログラムに参加することにより補うことができるものとする。
- 第31条 認定研修施設はⅠ、Ⅱの2種とし認定研修施設Ⅰは週に5日以上矯正歯科専門診療を行っている施設であり、認定研修施設Ⅱは矯正歯科専門診療が週5日に満たない診療施設（矯正歯科専門開業とは限らない）とする。認定研修施設Ⅱでの必要研修期間は認定研修施設Ⅰの1.6倍とする。
- 第32条 研修施設の認定を申請する診療施設の長は、研修施設認定申請書を認定委員会に提出しなければならない。
- 第33条 認定研修施設を申請するものは、次の各項に定める書類（所定用紙）を施設長名で提出しなければならない。
1. 認定研修施設申請書。
 2. 認定研修施設として本学会所定の研修カリキュラムに従って臨床研修を行うことに関する誓約書。
- 第34条 委員会は、申請書の審査を行い、規則、細則の規定を満たすものを認定研修施設として運営部会に推薦する。
- 第35条 委員会において推薦された診療施設に対して、運営部会の議を経た後、理事長が認定研修施設認定証を交付する。
- 第36条 委員会は、理事長の許可を得て申請書提出施設に対して実地審査を要請することができる。

第10章 認定研修施設の更新

- 第37条 認定研修施設は5年毎に更新の手続きをとらねばならない。更新の手続きを申請する認定研修施設は第30条の各条件を充足することを要する。
- 第38条 認定研修施設の認定更新を申請する診療施設の長は、施設認定更新申請書を理事長に提出しなければならない。
- 第39条 委員会は更新申請書の審査を行い、規則、細則の規定を満たすものを認定研修施設として運営部会に報告する。
- 第40条 委員会において認定研修施設更新を認められた診療施設に対して、運営部会の議を経た後、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

第11章 認定研修施設の資格喪失

- 第41条 認定研修施設は次の理由あるときは委員会及び運営部会の議を経てその資格を喪失する。
1. 第30条に該当しなくなったとき。
 2. 認定研修施設を辞退したとき。
 3. 認定研修施設の更新を受けないとき。
 4. 認定研修施設として不相当と認められたものに対しては、認定委員会および運営部会の議決によって認定研修施設の認定を取り消すことができる。
 5. 認定研修施設を辞退し、または認定を取り消された施設は認定研修施設認定証を学会に返納しなければならない。

第12章 規則の改廃

- 第42条 この規則の改廃は委員会の議を経て、運営部会の承認を受けなければならない。
- 第43条 委員会の決定に関し異議のある者は理事長に申し立てを行うことができる。

第13章 補則

第44条 本規則の施行における細則は、別に定める。

第45条 この規則の施行に関して、委員会および運営部会によって決定された事項は速やかに会員に通告する。

付則

本規則は平成18年9月1日から施行する。

本規則は平成18年12月20日から改正施行する。

本規則は平成19年5月17日から改正施行する。

本規則は平成21年5月21日から改正施行する。

本規則は平成21年6月18日から改正施行する。

本規則は平成21年11月19日から改正施行する。

本規則は平成24年4月26日から改正施行する。

本規則は令和1年10月30日から改正施行する。

特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会
臨床指導医制度規則施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会臨床指導医制度規則（以下規則という）第13章補則第42条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会臨床指導医制度施行細則（以下細則という）を定める。
- 第2条 規則第3章、同第4章、同第6章、同第7章、および同第9章、同第10章に定める臨床指導医、総合指導医、認定研修施設の申請および更新書類の提出期限は委員会にて定める。
- 第3条 全ての審査は、原則として申請の翌年の5月末日までに終了することとする。審査の結果は運営部会の承認を得た上で、合格者名は本学会誌に掲載し、希望者は本学会ホームページに公表する。
- 第4条 委員会の委員に欠員が生じたときは、当該委員の補充を行うことができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第5条 臨床指導医および総合指導医の認定を申請する者は、申請料として20,000円を納付しなければならない。既納の申請料は原則として返却しない。認定研修施設申請料は不要とする。
- 第6条 矯正歯科臨床指導医資格証、総合指導医資格証の交付を受ける者は、認定登録料として40,000円を納付しなければならない。正当な理由無く、合格通知書受領後3ヶ月以内に登録料未納の場合は取得資格を喪失する。認定研修施設認定登録料は不要とする。
- 第7条 臨床指導医資格を取得したものは、その時点で認定医資格を更新したものとみなし、以後臨床指導医の更新とともに認定医は自動更新されるものとし、認定医更新料、認定医更新登録料は免除される。但し、認定医資格証の発行にあたり実費負担を求めることがある。
- 第8条 総合指導医資格を取得したものは、その時点で認定医資格、臨床指導医資格を更新したものとみなし、以後総合指導医の更新とともに認定医、臨床指導医は自動更新されるものとし、認定医更新料、臨床指導医更新料、認定医更新登録料、臨床指導医更新登録料は免除される。但し、認定医資格証、臨床指導医資格証の発行にあたり実費負担を求めることがある。
- 第9条 臨床指導医あるいは総合指導医の更新認定を申請する者は、申請料および認定更新登録料として各20,000円を納付しなければならない。既納の申請料は原則として返却しない。
- 第10条 各資格の申請料、登録料等については、臨床指導医制度委員会にて協議の上、運営部会の議を経て決定、変更できるものとする。
- 第11条 規則第11条に定める臨床指導医の認定にあたっては、以下の基準によって評価する。
- 1 臨床指導医資格審査に提出する業績には、歯科矯正学に関連した臨床論文3編（共著でも可）を含まなければならない
- 第12条 課題症例は下記の自身の治験10症例とする。
- 1 永久歯列症例 2症例
 - ①、② 保存、補綴あるいは歯周治療などを含む包括医療としての矯正治療症例 2症例
 - 2 成人症例（治療開始時が18歳以上の症例） 4症例
 - ③ 叢生（アングルⅠ級不正咬合） 1症例
 - ④ 上顎前突（アングルⅡ級1類不正咬合） 1症例
 - ⑤ 過蓋咬合（アングルⅡ級不正咬合） 1症例
 - ⑥ 下顎前突（アングルⅢ級不正咬合） 1症例
 - 3 治療開始時期は問わない 2症例
 - ⑦ 開咬症例 1症例
 - ⑧ 顎変形症の外科的矯正治療症例あるいは唇顎口蓋裂症例 1症例
 - 4 早期治療症例（2段階矯正治療症例も含む） 2症例
 - ⑨、⑩ 不正咬合の種類は問わない 2症例

注意事項

- ア) ⑧ 以外は外科的矯正治療を行っているものを除く
- イ) 抜歯、非抜歯は問わない
- ウ) ①、②を除き、マルチブラケット装置を用いていることを原則とする
- エ) 治療終了時点で永久歯咬合が完成していること
- オ) 10症例のうち4症例は動的治療終了後2年以上経過した資料を添えること
- カ) 顎変形症の症例は、完全な顎離断を施術しているか、骨延長術を施術していること
- キ) 唇顎口蓋裂は唇裂、唇顎裂、口蓋裂を含む
- ク) 以上のカテゴリーを全て揃えることができない場合には、2つのカテゴリーに限り、他のカテゴリー症例、あるいはそれ以外で術者の技能が十分に示される矯正歯科治療症例を代わりに提出することを認める。

第13条 総合指導医資格審査に提出する業績には歯科矯正学に関連した臨床論文5編（共著でも可）を含まなければならない。

第14条 規則第15条、同第25条に定める臨床指導医、総合指導医の更新にあたっては、以下の基準によって評価する。

1. 臨床指導医の資格の更新に必要な5年間の研修ポイントは50点以上とする。
2. 総合指導医の資格の更新に必要な5年間の研修ポイントは65点以上とする。
3. 臨床手技評価のため更新時までの5年間に自己治療症例2例を学術大会において症例展示すること。展示する症例の種類は問わないが、2症例のうち1症例は非抜歯、1症例は小臼歯4本抜歯症例であること。

第15条 業績の研修ポイントは、以下の通りとする。

本学会（臨床指導医 35点以上、総合指導医 50点以上）

本学会の学術大会	10点
本学会主催セミナー	5点
症例展示	10点
学術発表、学術展示	20点
論文掲載（本学会誌）	30点

但し、症例展示、学術発表、学術展示 論文掲載はすべて第一発表者のみ有効とする。また、本学会が認める他学会での矯正歯科臨床に関する発表、掲載はそれぞれ上記ポイントの1/2と算定し、合計15点まで算入可とする。

第16条 規則第12条に定める臨床指導医認定試験は提出課題症例に関して口頭試問、筆記試験を行う。

第17条 委員は、受験者の私権に関わる守秘義務を負う。

第18条 この細則の変更は、委員会の議を経て、運営部会の承認を受けなければならない。

第19条 細則の実施に関して生じた疑義については、委員会の議による。

補 則

細則の改正手続き：細則の改正は規則第12章の改廃第42条を適用する。

付 則

この細則は平成18年9月1日から施行する。

この細則は平成18年12月20日から改正施行する。

この細則は平成19年5月17日から改正施行する。

この細則は平成21年5月21日から改正施行する。

この細則は平成21年11月19日から改正施行する。

この細則は平成23年9月1日から改正施行する。

この細則は平成24年4月26日から改正施行する。

この細則は令和1年10月30日から改正施行する。